

令和元年6月4日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06593

研究課題名(和文)加害/被害、受益/受苦の差異と重複に関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical research on the difference and duplication of harm/damage and beneficiary/victimimized

研究代表者

開田 奈穂美 (Kaida, Naomi)

東京大学・大学総合教育研究センター・特任助教

研究者番号：10801863

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、諫早湾干拓事業を事例とし、有明海沿岸地域における漁業者および、諫早湾内の干拓地における農業者と漁業者を対象として、開発事業の被害を、事業そのものによる利益や事業による損害に対する補償といった受益/受苦という観点だけからでは描ききれないものとして捉えなおした。農業者が漁業者かに関わらず、干拓事業の影響で自らの生業に関する環境整備がなされないまま、社会的紛争によって分断されているという状況に変わりはないことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で取り扱う諫早湾干拓事業をめぐる問題は、長期的な社会紛争であるにもかかわらず、政治的・行政的・司法的、いずれの観点からも解決の兆しが見えず、適切に処理しきれていない。本研究においては、混乱した社会紛争についての実証的研究を通じて、当事者である農業者および漁業者にとっては何が問題となっているのかを明らかにするものである。また、農業者および漁業者の状況を俯瞰的に見た場合に、彼らを取り巻く防災技術の実施状況に不均衡が生じていることを明らかにした。これにより、紛争の解決のためには、当事者が生業を成り立たせるために必要とされる防災技術を適切に施していくことが重要であることを指摘した。

研究成果の概要(英文)：This research shows that the development does harm even to the beneficiaries and analyzes the diverse aspects of the harm in the case of Isahaya Reclamation Project

In the previous studies on reclamation projects, the question of who takes the benefit (and who pays the cost) was confused with the question of who suffers the harm, so that the fact that even the beneficiaries suffer the harm from the development was neglected. By grasping the development not as conflict between cost and benefit, but as an origin of factors forcing the people to change their ways of life, this paper clarifies that the Project caused diverse harm to the people regardless of their position in the area.

研究分野：環境社会学

キーワード：諫早湾干拓事業

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

これまでの研究において大規模開発とは利益・不利益の配分の問題として考えられてきた。さらに受益と加害、受苦と被害が混同されているため、受益者である農業者は、既存の研究においては加害者と同一視されてしまうという問題があった。そこで本研究では受益/受苦、事業への賛成/反対という立場の違いや対立によらず、農・漁業者たちが不安定で不合理な状況に置かれているという点に注目し、開発事業が地域社会に与える影響を総体的に解明することが必要であると考えた。申請者はこれまで諫早湾周辺地域における聞き取りを行ってきたが、これを進めるうち、漁業者に関してだけでなく、開発の受益者とされている農業者に関しても、実は漁業者と同じく困難な状況に陥っていると確信を深めるようになった。例えば、事業によって解決されるとされてきた農地の排水問題は解決せずに放置されている。さらに排水門の常時開門が争点になって以降、農業用水が得られなくなるかもしれないという不安定な状況におかれている。お互いに事業によって生業や生活のあり様を不安定にさせられている農業者と漁業者は、常時開門するか否かという利害関係においては対立しており、それぞれ国を相手取って訴訟している。このように表面的には農業対漁業という対立で語られることの多い諫早湾干拓事業の問題構造であるが、農業者も、漁業者も、生業を正常に成り立たせることが困難な状況にあるという意味では同じであり、農業者・漁業者双方が事業から受けた影響を利害対立の区別によらず、等しく捉えなおす必要が出てきた。

2. 研究の目的

この研究の目的は、諫早湾干拓事業を事例とし、有明海沿岸地域における漁業者および、諫早湾内の干拓地における農業者と漁業者を対象として、開発事業の被害を、事業そのものによる利益や事業による損害に対する補償といった受益/受苦という観点だけからでは描ききれないものとして捉えなおすものである。これまで受益者/受苦者として捉えられてきた農業者/漁業者の生活のあり様の変化の実態を解明し、彼らが置かれている社会的に不合理な状況について分析するものである。その際にこれまでの研究において長らく同一視されてきた受益と加害、受苦と被害の概念を掘り下げ、受益と被害が交差する場面に力点を置いた研究を行う。本研究は、これまで公害問題と開発問題という微妙に異なる領域でそれぞれ分析されてきた被害-加害論と受益圏・受苦圏論の関係を探究し、それら二つを再構成するという理論的貢献までを狙いとした研究である。

3. 研究の方法

本研究では、具体的な研究課題を以下の3つにわけて、研究課題 から まで順次調査分析を進めてきた。

研究課題(1) 国の開発計画と立地自治体および農業者のニーズの齟齬が発生する過程の分析

研究課題(2) 漁業者の漁業被害と補償の機能に関する分析

研究課題(3) 実証的研究を通じた、受益圏・受苦圏論と被害・加害論の交差範囲の検討

4. 研究成果

(1) 国の開発計画と農業者のニーズの齟齬が発生する過程について

農業者・漁業者へのインタビュー調査や関連する資料の検討により以下のことが明らかになった。一つは、干拓事業において重要な事業目的とみなされている「防災」については、当時事業に反対していた漁業者側からの再三の反対による事業の行き詰まりを打開し、事業計画を

推進させるために用いられたものであったこと。そしてこの「防災」の中身が十分に議論されないままに、農業者のニーズを満たさないまま事業計画が進んでしまったということである。

(2) 漁業者の漁業被害と補償の機能に関して

現在も諫早湾近辺および有明海にて漁業を継続して漁業者には、すでに事業が開始した時点で漁業補償として金銭を受け取ったグループと、個人で補償金を受け取らずに漁協で漁業振興基金に充てたグループとが存在する。常時開門判決が履行されなかった 2013 年以降、国が基金を設置して漁業者の振興策に充てるという案が発表されたが、実現に至っていない。漁業者へのインタビューからは、特に事業開始時点で漁業補償を受け取った漁業者については、金銭的補償が漁場環境の改善につながらないという認識が一般的になっているために、基金案などの金銭的解決策が受け入れられず、解決につながっていないことが明らかになった。

(3) 受益圏・受苦圏論と被害・加害論の交差範囲の検討

農業者と漁業者の間で環境改善のために用いられている技術をまとめて示すために、大中小技術という枠組みを用いて整理した(図1)。

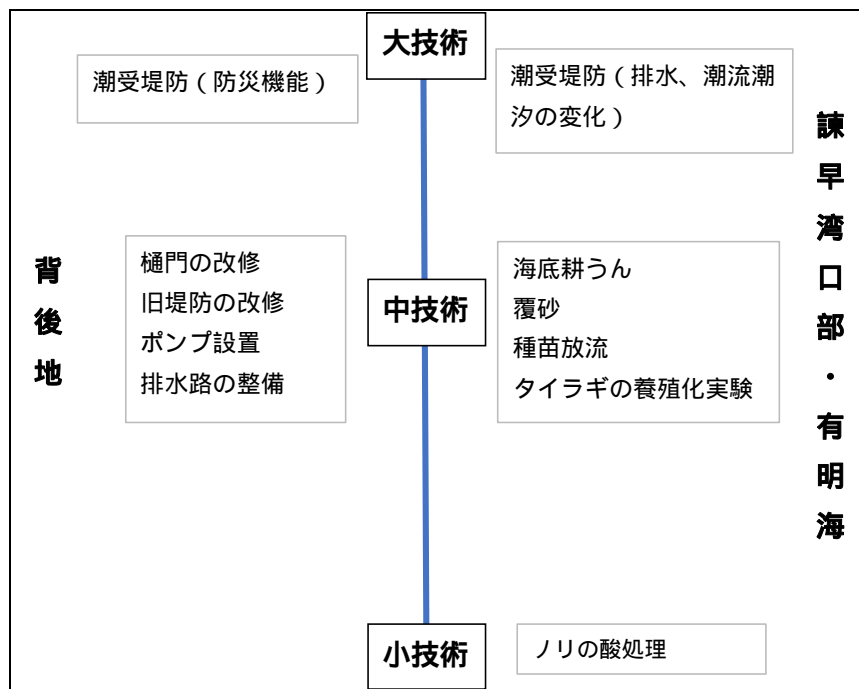


図1 諫早湾干拓事業における大技術・中技術・小技術

図の向かって左側は、背後地、すなわち農地が存在するところで用いられている技術であり、向かって右側が諫早湾口部や有明海、すなわち漁業者が暮らしている場所で用いられている技術である。背後地においては大技術、すなわち潮受堤防の防災機能が強調されることによって、中技術の実施が抑制されていることが明らかとなった。それに対して、湾口部や有明海側においては、潮受堤防が漁場環境にもたらした影響は無視されて、中技術がもたらす効果が喧伝されていることがわかった。つまり、潮受堤防の防災機能は協調されるものの、それが周辺の漁場環境にもたらしたデメリットについては無視されているということである。

これらのことを総合すると、行政的な枠組みにおいては、干拓事業のメリットが過大評価され、反対にデメリットが過小評価されているということである。干拓事業において過大評価あるいは過小評価された影響を取り上げてそれぞれの主張のみを「対立」と位置づけることには問題がある。こうした対立が一般的な諫干問題の理解の枠組みとして採用されているだけでなく、環境

社会学的な枠組みにおいてもまた、大規模開発の問題は、受益圏・受苦圏という利害対立によって説明されてきた。本研究を通じて明らかになったのは、むしろ従来の受益圏・受苦圏論において想定されてきたような「受益圏」あるいは「受益者」のような集団は、諫干問題において存在しないということが指摘できる。

5．主な発表論文等

〔図書〕(計1件)

開田奈穂美「地域社会に置かれた技術 潮受堤防の内側と外側」田中克・服部英二編『豊かな有明海を未来世代に』印刷中，頁数未定，花乱社．

6．研究組織

(1)研究分担者：なし

(2)研究協力者：なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。